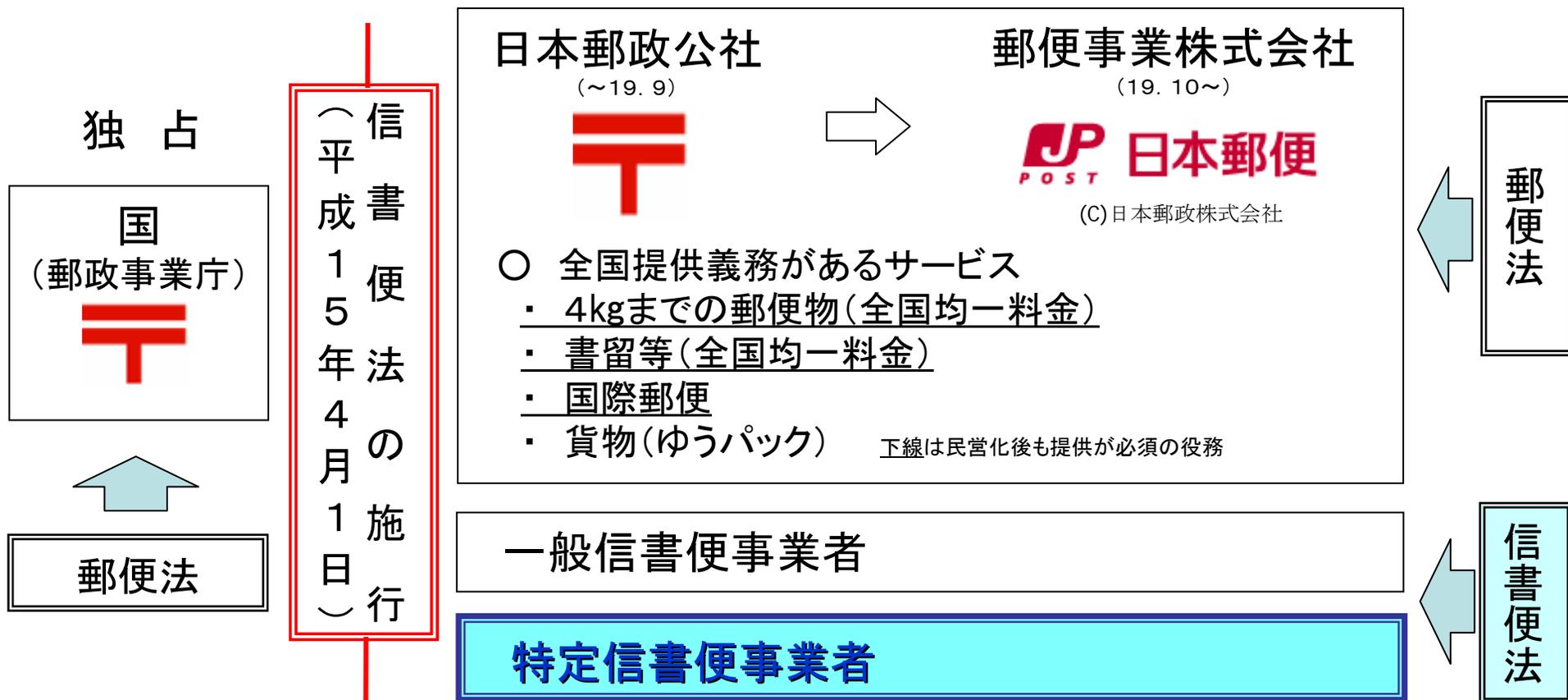


信書（信書便物）を送達できる者



「貨物に添付する無封の添え状又は送り状（信書に該当）」については、郵便事業株式会社と信書便事業者以外の者も送達できます。

【参考】メール便とは

- メール便は、貨物運送事業者が雑誌やカタログなどの「信書」に該当しない軽量な物を配達するサービス（「軽量」であるほか、宅配便サービスと異なるポイントとしては、受箱への配達）
- 平成9年にヤマト運輸が取扱いを開始して以降、新規参入が続き、取扱実績は増加

メール便で信書を送ることはできません

○ 郵便法(昭和二十二年法律第百六十五号)抄

第四条（事業の独占） 会社以外の者は、何人も、郵便の業務を業とし、また、会社の行う郵便の業務に従事する場合を除いて、郵便の業務に従事してはならない。

② 会社（契約により会社から郵便の業務の一部の委託を受けた者を含む。）以外の者は、何人も、他人の信書（特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書をいう。以下同じ。）の送達を業としてはならない。

信書便法 【信書便事業者】

一般信書便事業（全国全面参入型）

長さ40cm・幅30cm・厚さ3cm以下で、重量250g以下の信書便物を全国均一料金で国内において送達する役務を必須として、すべての種類の信書便の役務を取り扱うことができる事業



長さ40cm・幅30cm・厚さ3cm以下で、重量250g以下

特定信書便事業（特定サービス型）

一定の条件（大きさ及び重量、送達時間、料金）の下で創意工夫により多様なサービスを提供

- ①長さ・幅・厚さの合計が90cm超、又は重量が4kg超の信書便物を送達するもの
- ②3時間以内に信書便物を送達するもの
- ③料金の額が1,000円超の信書便物を送達するもの

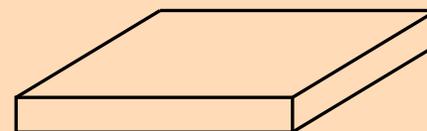
郵便法

【日本郵政公社（～19. 9）】
【郵便事業株式会社（19. 10～）】

ユニバーサルサービスの提供

なるべく安い料金で、あまねく、公平に提供

◎郵便物（第一種・第二種・第三種・第四種）



- ◎必需性の高い特殊取扱・・・書留、引受時刻証明等
- ◎国際郵便
- ・貨物（ゆうパック）

（◎は民営化後も提供が必須の役務）